

本号（令和7年3月25日）で公布された条例のあらまし

◇刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和7年香川県条例第1号）

- 1 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されること等に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年6月1日から施行することとした。

◇情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（令和7年香川県条例第2号）

- 1 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の趣旨に鑑み、デジタル技術の進展を踏まえた「アナログ規制」の見直しを推進するため、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、規則で定める日から施行することとした。

◇香川県税条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第3号）

- 1 法人県民税の法人税割について、一定基準以上の法人に対する超過課税の適用期間を5年間延長することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例等の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第4号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和7年6月1日から施行することとした。

◇香川県港湾管理条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第5号）

- 1 高松港港湾施設について、大型プレジャーボートの誘致及びイベントの開催を推進するために新たに使用料を定めるほか、高松港及びその他港湾において、電気料金の高騰を踏まえ、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から起算して30日を経過した日から施行することとした。

◇香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第6号）

- 1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の改正により、保管場所標章が廃止されることに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第7号）

- 1 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の施行に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年10月1日から施行することとした。

◇香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第8号）

- 1 土砂等による埋立て等について規制を行うことにより、埋立て等に伴う土壌の汚染を防止するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年10月1日から施行することとした。

◇香川県獣医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第9号）

- 1 修学資金の貸付内容の充実を図るため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第10号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）の制定等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、規則で定める日から施行することとした。

◇香川県青少年保護育成条例及び香川県ネット・ゲーム依存症対策条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第11号）

- 1 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第12号）

- 1 国の定める「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の全部改正及び歯科口腔保健を取り巻く環境の変化を踏まえ、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりへの取組を推進するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。

◇香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第13号）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第14号）

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第15号）

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年6月1日から施行することとした。

◇香川県民生委員定数条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第16号）

- 1 令和7年12月1日の民生委員の一斉改選に向け、地域の実情を踏まえた適切な定数を定める必要があるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年12月1日から施行することとした。

◇香川県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第17号）

- 1 こども基本法（令和4年法律第77号）において、こども施策を策定・実施・評価するにあたり、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされていること等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県企業誘致条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第18号）

- 1 県内への企業誘致を推進するための助成措置の対象を拡充するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第19号）

- 1 農地法（昭和27年法律第229号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。

◇香川県営住宅条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第20号）

- 1 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第21号）

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県警察本部組織条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第22号）

- 1 警務部の所掌事務に、サイバー事案に係る犯罪の捜査その他のサイバー事案に対処するための警察の活動に関するものを加えることとした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。

◇非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第23号）

- 1 一般職の職員の給料改定等の状況を総合的に勘案し、行政委員会の委員その他の非常勤の職員に対する報酬の額の改定することとした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。

◇知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第24号）

- 1 知事等の給料月額等についての香川県特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。

◇香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第25号）

- 1 子育て部分休暇の導入に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。

◇公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第26号）

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。

◇職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第27号）

- 1 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。

◇香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第28号）

- 1 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）等の改正により、国家公務員に適用される退職手当制度が変更される状況を踏まえ、国家公務員との均衡を考慮して、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。

◇職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第29号）

- 1 公務のために旅行する職員等に支給する旅費について、経済社会情勢の変化に対応するとともに、より旅行の実態に即したものとするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川縣市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第30号）

- 1 第49回全国高等学校総合文化祭の開催等を踏まえ、県立学校職員の定数を改めることとした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。

◇附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第31号）

- 1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）に基づく香川県教育職員免許状再授与審査会の設置に伴い、委員の報酬等を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和7年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第32号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（令和5年法律第48号）等の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、同年4月1日又は6月1日から施行することとした。